

様式第二（第十一条第一項関係）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定特許出願人の氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

指定特許出願人の住所又は居所

発明共有事業者の追加に係る承認申請書

特願_____に係る保全対象発明に係る情報の取扱いを新たに認める事業者について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第76条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者

事業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
事業者の住所又は居所	

2 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることが必要な理由

3 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者における情報の管理の予定

項目	チェックボックス	備考 (該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載)
一 組織的な情報管理に関する措置の可否		
イ 指定特許出願人が取り扱うことを認めようとする保全対象発明に係る情報（以下この様式において「保全対象発明情報」という。）を取り扱う者（以下この様式において「情報取扱者」という。）を適正に管理するとともに、保全対	<input type="checkbox"/>	

象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この様式において「保全情報管理責任者」という。）を指名することは可能か。		
ロ 保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にすることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ 保全指定の期間、保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名、実施の許可の状況その他保全対象発明情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備することは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全対象発明情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ホ 保全対象発明情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ヘ 項目一 ホの規定を策定し、又はこれを変更する場合にあっては、あらかじめ、指定特許出願人の確認を受けることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ト 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備することは可能か。	<input type="checkbox"/>	
二 人的な情報管理に関する措置の可否		
イ 情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、保全情報管理責任者に保全対象発明情報を漏えいさせるおそれがある	<input type="checkbox"/>	

か否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせないことは可能か。		
ハ 情報取扱者に対して、項目一ホの規程を遵守させるための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
三 物理的な情報管理に関する措置の可否		
イ 保全対象発明情報を取り扱い、又は保全対象発明情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若しくは当該発明に係る情報を化体する物件（以下この様式において「保全対象発明情報文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この様式において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 保全対象発明情報文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ 新たに保全対象発明情報文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全対象発明情報文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとすることは可能か。	<input type="checkbox"/>	

ホ 保全対象発明情報文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、保全対象発明情報文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
四 技術的な情報管理に関する措置の可否		
イ 電子計算機において保全対象発明情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	

（記載上の注意）

それぞれの項目の措置を講ずることが可能である場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講ずることが可能であることを証する書類を添付すること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。